

社会保険未加入対策推進協議会参加団体 各位

平成24年12月11日
社会保険未加入対策推進協議会事務局

社会保険未加入対策の進展に伴う各団体における体制の整備について（依頼）

第2回社会保険未加入対策推進協議会（平成24年10月31日開催。以下「協議会」という。）では、標準見積書の活用に向けて、総合工事業団体・専門工事業団体等における情報収集体制の整備を求めており、既に各団体では具体的な体制の構築に向け検討を進めていただいているところですが、合わせて、保険未加入対策を円滑に進めるため、各団体に寄せられる保険未加入問題に係る相談や問題、トラブル事例などの「課題」を把握することが望ましいところです。

そこで標準見積書の活用への対応と合わせて情報収集を進める体制を整備するため、以下、①～⑤について、各団体のご対応をお願いいたします。

① 各団体の本部及び支部において、会員企業の課題を把握するための相談窓口を整備する。

※相談窓口については、電話番号やメールアドレスなどの、会員企業にとっても利用しやすい連絡手段の設定をお願いします。既に整っているものがあればそれを活用することも可能です。
※支部において把握した「課題」は、本部において定期的に集約して下さい。
※会員でない企業等の「課題」についても幅広く集約をお願いいたします。

② 相談窓口の整備・開設について、各会員企業に周知する。

③ 相談窓口に寄せられた「課題」を定期的（毎月）に取りまとめ関係者に情報提供する。

※「課題」については、例えば、団体として対応可能なもの、団体の加入促進計画等に反映すべきもの、国等の関係者に対応を求めべきものなどに分類整理して下さい。

④ ③で分類整理した「課題」を定期的に協議会事務局に報告していただく。

※把握された「課題」は当該月分を翌月10日を目途に、別添様式にてメールでご連絡下さい。

⑤ 相談窓口の整備について、協議会事務局に報告する。

※相談窓口の整備状況については、平成24年12月25日（火）までにメールでご連絡下さい。
※その際、次の1）～3）についてご回答いただくようお願いいたします。

1) 対応方針： 相談窓口を整備する 又は 特段整備する予定はない

2) 相談窓口の内容（例）：

- ・ 保険未加入対策・標準見積書活用専用ダイヤルを設置 電話番号〇〇〇〇
- ・ 団体事務局及び団体支部の電話において保険未加入対策・標準見積書活用に係る「課題」を受け付け
- ・ 団体の通常活動の中で「課題」を把握
- ・ その他（ ）

3) 「課題」の集約・整理方法（例）：

- ・ 本部事務局が取りまとめ、定期的開催される理事会に報告
- ・ 本部事務局が取りまとめ、理事会の下に設けられた〇〇委員会に定期的に報告
- ・ その他（ ）

※報告頂いた「課題」について、内容に応じ協議会WGに報告し議論することも想定しています。

これは、11月からの建設業法施行規則の改正等を受けた行政機関による保険加入状況の確認・指導や、同月に施行された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく元請企業等による保険加入状況の確認・指導の展開、更には、同月からの法定福利費内訳明示に係る標準見積書の活用などの法定福利費の確保に向けた取組といった、保険未加入対策の展開を踏まえたものです。

保険未加入対策については、業界を挙げて取り組む必要があることから、この機会に会員外の企業の声もすくい上げ、業界において積極的な役割を果たされることは、団体の意義を外部の方にご理解いただく一つの機会と考えます。業界の中核となる団体の皆様におかれては、この趣旨をご理解いただき、取組にご協力下さいますようお願い申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

社会保険未加入対策推進協議会事務局

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室
山野(yamano-m23z@mlit.go.jp)・東谷(azumaya-k2u3@mlit.go.jp)
代表：03-5253-8111(内線 24853、24854) 直通：03-5253-8283

把握された「課題」について

【別添】様式

〇〇会(団体名を記載して下さい)

平成▲年■月分

整理番号	相談月日	相談の種別 ※1	相談者 ※2	「課題」の概要	整理番号	処理方針

※1 1:社会保険制度の適用関係、2:建設業の許可手続関係、3:経営事項審査関係、4:立入検査・監督処分関係、5:元請による下請指導関係、6:標準見積書関係、7:法定福利費の確保関係、8:その他

※2 「会員企業」、「会員外の企業」、「労働者」、「その他」の別を記載